

広島県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

安芸高田市高宮町羽佐竹字八王子一一四三八の三、一一四三八の四、一一四三九の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅